

(第三十三部)

(三九四)

第二回 参議院財政及び金融・商業・鉱工業連合委員会 會議録第二号

昭和二十三年六月三十日(水曜日)午後一時四十九分開会

本日の会議に付した事件

○取引高税法案(内閣送付)

○委員(黒田英雄) これより財政及び金融・商業・鉱工業連合委員会を開会いたします。取引高税法案を議題とし、前回に引き続き御質疑をお願いいたします。先ず政府委員から、衆議院で問題になっております点を話して貰つた方がどうかと思ひますが……

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄) 御異議なければそれを一つ聴きたいと思ひます。

○政府委員(原純夫) 衆議院で御審議願つております要点につきまして御報告申し上げます。非常に衆議院の財政金融委員会も御多忙でありますので、余り長時間を割いて御審議を願うというわけにはまだ参つておられない実情にありますが、大体提起されております要点の要点を申し上げますと、先ず第一が取引高税をすべての取引段階に掛けるのがよろしいか、或いは特に一段階としたしましては、製造の段階で掛けるのがどうかという点、それから第二の点としたしましては、いろいろと興業、関係方面の話におきまして、課税物品の範囲というものをどうするかという点が問題になつております。例えば生活必需品である配給物資を非課税にしたかどうかというふうな

点が、これは必ずしも委員会の席上に限るという話ではございませんが、大きな問題といたしまして、そういう点が話題に上つております。爾余の点は細かい点になりますが、第三点といたしましては、再保険料の、これも課税範囲の問題になりますが、非課税にしたかどうかという点、それから取引高税というものが中小商工業者と、大業者との間に不均衡を生ずることはないかという点、大体主として問題になつております点を簡単に申し上げますと、そんなところでございます。

○委員(黒田英雄) 取引高税につきまして、御質疑のある方はお願いしたいと思ひます。

○深川タマエ 今與三派の予算に對する態度が妥協できたという報告を、今後員会で聞いて参つたのでありますが、それにありますと、鉄道料金、二・五五倍になりました関係上、最初のあれよりも相当新資源を見附けなければいけませんので、代り財源として取引高税を幾らか見積るそうでありますが、どのくらい見積るかという点とを、政府自身がまだつきり決まつていないので、そういうことは別として取引高税全般に對して、研究会のようなものもなさるのでございましょうか。何か少し……決まつてなさることがないのではないのだけれども、その点がちよつと漠然としておりますので……

○委員(黒田英雄) 実は委員長としましては、取引高税が衆議院の方で、或いは衆議院と申しますか、政府が撤回するのじやないかということがあつたものでありますから、多少躊躇してありますが、併し衆議院の方で審議を進められるというふうなことを聞きまして、ものですから、こちらとしても、とにかく会期はもう余すところ少く、仮に延長されても、その日がないと思ひますから、とにかくいろいろ御質疑のあります点は御質問願ひまして、最後の決定はひるん衆議院がどういうふうに修正するかによつて又決まると思ひます。衆議院を通過した後でなければいけないと思ひますが、とにかく御議論のある点は十分御研究を願つておいて、衆議院の結果を待つ方がよいのではないかと申して、実はこの合同委員会を開いて頂くことにしたのでありますから、どうぞ御修正の御意見があれば、この修正をしたらどのくらい減入に響くかというふうなことも政府で用意されて置かれた方がよいと思ひますし、又條文上いろいろ不備の点があれば、その点も御指摘になつて、御質問願つたらどうかと思ひます。

○天田正吉 第七條の一項六号の「輸出取引」という項目があります。この解釈は勿論輸出をするその直接の取引は当然課税されない、こういふことは分るのですが、その前段について、生産又は下請等から物品を買受けてこれを組み立てるといふようなことがあつた場合に、そういう点には課税するのであるかどうか……

○政府委員(原純夫) 輸出取引と申しますのは、只今お触れになりましたように輸出をする取引そのものを指すというふうに考へて提案申し上げている次第であります。従つてその前段階たる國內における集荷或いは集荷の先に立つ製造という段階はこれは非課税にならない、課税するというふうに考へておるのであります。

○天田正吉 少しずつですつから座つたまま許して頂きますが、第二條の二十号の「請負業」という場合はどういふものを課税対象にされますか。

○政府委員(原純夫) 請負業と申しますのは、土木、建築の請負業はもとよりであります。委託を受けたもので、一定の、ちよつと正確に法律の規定を覚えておりませんが、法律にありますが請負行為とかこれに當るといふものは、請負業として課税したい。

○天田正吉 それも一つであります。○天田正吉 それも一つであります。○天田正吉 それも一つであります。

が、その外に請負金額の全額に課税しようと思つておられますか。

○政府委員(原純夫) 全額に課税いたそうというふうに御提案申し上げておるわけでございまして……

○天田正吉 いろいろな取引がございまして、恐らく部品を集めて製造する品物においては、最終段階、最終取引までは十段階出て来るのじやないかと思ひます。……

ので、最後の小賣の段階は小賣價格の一割掛かるところがその前の卸しの段階におきましては、卸價格は小賣の價格よりも二割なり三割五分なり安いわけでありまして、それにより一割掛かる製造段階におきましては更にそれよりも少い。従いまして小賣の段階、最終價格において何割という場合には、この段階の数を一割に掛けたというよりも、より遙かに少くなる、非常に大きい價格においてはそれが特に少くなるわけでありまして、それから尙途中製造の段階におきましては、製造業者が賣金、買金として掛けます部分は取引高の課税はございません。従いまして只今お話のありましたような部分品を集めていろいろ手を加えるというような手の込んだ製品というものは御承知の通り素材價值に對しまして買金の部分が非常に多いわけでありまして、従いまして相当段階が重なりまして、案外最終價格に對する響きが少いというようないことに相成るのではないかと、思います。只今申上げましたのは一般的な、何といひますか原則論といひますか、そういうところでございしますが、実際にそれでは取引高税によりまして價格にどれくらいの影響があるかというところでございしますが、個々の品物につき調べましたところの事例を申上げますと、例えば香煙でございしますと四割、織物も四割、ラジオあたりになりまして五割ぐらゐり掛かる、大体四五割というところが多いように思われます。一方これを總体の取引高税の税額と、それから國民所得として生産所得に上つて参ります金額との比率を見ますと、必ずしもそこまで参らないのであります。つまり取引高税額を國

民所得の中の生産所得、その中非課税の分を除きました分で割りますと、三割ちよつとというやうな数字が出て参ります。大体まあ三割、四割、五割というやうな甚だマージンの廣い客弁で恐縮でございしますが、そのくらいのこと、これに大体の結果は来るんじゃないかというやうに考えておる次第であります。

〇澤川タマエ君 只今の立場上私はこれを申しますことは適當でないかと存じますけれども、私は取引高税全般に對しまして二つの理由で実は最初から反對いたしておるものであります。その一つは大体インフレーションの現下におきまして、低物價政策に反して人工的な價格の引上げであるということが一つ、もう一つはこれを税金で取立てますときは、國民各人の經濟力に應じた額で取立てますから、公平に行きますけれども、それをしないで取引高税にいたしますと、國民一様に誰も彼も、持てる者も持たない者も負担が掛かりますので、従つて下層階級の生活が苦しくなる、そういう二つの点で実は私はこれに反對しておるのでありますけれども、新財源の關係上どうしてもこれを採用しなければならぬといひますならば、せめて奢侈品に對しては相當率が高くていいから全体に掛けたものに近い程の税額を取る程の税を掛けたい、こういうふうな思つております。大体今の日本の政策全体の行き方が、これは間違つておつたら御訂正願ひたいと存じますけれども、私多少方向が違つてゐるのではないかと思ひますことは、近頃國民資本の蓄積といふことが盛に唱へられております。勿論零細な資金も蓄積いたしまして生産

を起さなくてはならないときではございまいしやうけれども、それをするために持てる人達に税金の方法なり、その他の方法で寛大にいたしまして若干の蓄積をさす、そのために下層階級の負担を多くするということになりまして、これは、今の日本としてはまだ許されないことであつて、それに多少無理があると思つております。持たない者が眞面目に働いておつたならば暮して行けるだけに、その生活内容を大体に整えて、それからでなければいけないのであつて、従つてこの生産資金とかいふ問題は、やはり外資の導入を目当てにしなければならぬのではないかしらと思つております。勿論貯金、節約はしなければならぬけれども、今のところ節約の余地はないやうに考へております。それでどこに新財源を求めるといひますと、やはり高額所得の税率を引上げるとか、それから先達から私が申しておりましたやうに、法人の高額のもの税率がひどく安いので、先日御答弁の中には、それは法人税として一度掛けたものに更に配当になつたら更に個人の税金として掛けるということになるから、二重になるというやうなことを承知いたしましたけれども、それを拂う方の人は一回で済むのであつて、二重にならないやうに思ひますので、こゝらを狙わなければならぬ、それから財産増加税でありますけれども、形に現れておるものだけを捉えるのであつて、形に現れられておるものを決して後難を残さないと思ひます。形に現れるものを捕提するといふことは、結局インフレーションを防ぐということになりますので、こゝらを狙つてもいいだらうと思ひま

す。敢え上げればまだ切りがございせん。空想のやうでありますけれども、ジャバに余つております砂糖を輸入してお酒を作つて税金なんというものを取るということもあれであります。とにかく新財源を工夫して、こゝういう大衆課税を初めいたしまして、その他この頃非常にいろいろな点で國民大衆を苦しめておる。これにも私は余り賛成をいたしておりませんからちよつと恐入ります。...

〇政府委員 岡田實君 取引高税につきましては、これを奢侈品に限つたらどうかといふやうな御意見であるやうに拝聴いたしました。実は御承知のごとく奢侈品につきましては今物品税を課税いたしております。それが最高十割、五割、三割、二割、というやうに実は課税をいたしておるのであります。これによりまして本年度大体百七十五億であつたと記憶いたしましたが、その程度の収入を実は予定いたしておるのであります。それから入場税もこれは地方に委譲いたしましたけれども、やはり十五割の税率になつております。又法人税についての御意見もありましたが、この点につきましてはこの間実は申上げた通りでありまして、今度の改正についても一般の税率を三割或いは二割五分にするのが外資運入、企業の振興によいのではないかと、御意見もあつたのであります。それから又所得税につきましては、今度提案いたしておりますのは確からず八五割という税率を七五割まで下げております。下げておりますが、こゝういふ点につきましては実は所得税から申上げますと、所得税の八五割の現在にお

きまして、最高八割を超えることができないという規定が実はあるのであります。それは御承知のごとく地方税が當掛かるのでありまして、大体營業所得であると思ひますが、五百萬、千萬であれば營業所得しかありません。それになりますと地方税が少くとも一五割掛かります。それから東京でありますと、都市計画税が三割掛かります。そうしますといふと一番高いところは現在の税法によりまして、一應形式的には一〇〇%を超えてしまふ、そういうわけでありまして、最高八〇%に止めておるのであります。が、そういうわけでありまして、今度十五割ぐらゐりしたかどうか、もつと下げるというやうな御意見もありました。今御指摘のやうに、私は現在の財政事情或いは勤勞階級の所得税の負担を見ますといふと、例えば物品税の十割といふのも高いと思ひます。又入場税の十五割といふのもこれも高いと思ひますのであります。先ず所得税を少し軽減して、それから法人税であるとか、或いは入場税、或いは奢侈品といふたやうなもの税率を下げるやうに行くべきであると思ひます。現在としては御指摘の通り私は下げろという意見も分りますけれども、現在は下げる時期でない、ただ二、三の物品につきまして取引高税が掛かる關係上、下げたものもございしますが、一般的に言つてまだ所得税に勤勞所得者、少額所得者の税率を軽減することが先決問題である、かやうに考へて、大体奢侈品とか或いは法人税といふたものは、超過所得税といふた問題は特にこゝういふやうなことは別といたしまして、

きまして、最高八割を超えることができないという規定が実はあるのであります。それは御承知のごとく地方税が當掛かるのでありまして、大体營業所得であると思ひますが、五百萬、千萬であれば營業所得しかありません。それになりますと地方税が少くとも一五割掛かります。それから東京でありますと、都市計画税が三割掛かります。そうしますといふと一番高いところは現在の税法によりまして、一應形式的には一〇〇%を超えてしまふ、そういうわけでありまして、最高八〇%に止めておるのであります。が、そういうわけでありまして、今度十五割ぐらゐりしたかどうか、もつと下げるというやうな御意見もありました。今御指摘のやうに、私は現在の財政事情或いは勤勞階級の所得税の負担を見ますといふと、例えば物品税の十割といふのも高いと思ひます。又入場税の十五割といふのもこれも高いと思ひますのであります。先ず所得税を少し軽減して、それから法人税であるとか、或いは入場税、或いは奢侈品といふたやうなもの税率を下げるやうに行くべきであると思ひます。現在としては御指摘の通り私は下げろという意見も分りますけれども、現在は下げる時期でない、ただ二、三の物品につきまして取引高税が掛かる關係上、下げたものもございしますが、一般的に言つてまだ所得税に勤勞所得者、少額所得者の税率を軽減することが先決問題である、かやうに考へて、大体奢侈品とか或いは法人税といふたものは、超過所得税といふた問題は特にこゝういふやうなことは別といたしまして、

きまして、最高八割を超えることができないという規定が実はあるのであります。それは御承知のごとく地方税が當掛かるのでありまして、大体營業所得であると思ひますが、五百萬、千萬であれば營業所得しかありません。それになりますと地方税が少くとも一五割掛かります。それから東京でありますと、都市計画税が三割掛かります。そうしますといふと一番高いところは現在の税法によりまして、一應形式的には一〇〇%を超えてしまふ、そういうわけでありまして、最高八〇%に止めておるのであります。が、そういうわけでありまして、今度十五割ぐらゐりしたかどうか、もつと下げるというやうな御意見もありました。今御指摘のやうに、私は現在の財政事情或いは勤勞階級の所得税の負担を見ますといふと、例えば物品税の十割といふのも高いと思ひます。又入場税の十五割といふのもこれも高いと思ひますのであります。先ず所得税を少し軽減して、それから法人税であるとか、或いは入場税、或いは奢侈品といふたやうなもの税率を下げるやうに行くべきであると思ひます。現在としては御指摘の通り私は下げろという意見も分りますけれども、現在は下げる時期でない、ただ二、三の物品につきまして取引高税が掛かる關係上、下げたものもございしますが、一般的に言つてまだ所得税に勤勞所得者、少額所得者の税率を軽減することが先決問題である、かやうに考へて、大体奢侈品とか或いは法人税といふたものは、超過所得税といふた問題は特にこゝういふやうなことは別といたしまして、

きまして、最高八割を超えることができないという規定が実はあるのであります。それは御承知のごとく地方税が當掛かるのでありまして、大体營業所得であると思ひますが、五百萬、千萬であれば營業所得しかありません。それになりますと地方税が少くとも一五割掛かります。それから東京でありますと、都市計画税が三割掛かります。そうしますといふと一番高いところは現在の税法によりまして、一應形式的には一〇〇%を超えてしまふ、そういうわけでありまして、最高八〇%に止めておるのであります。が、そういうわけでありまして、今度十五割ぐらゐりしたかどうか、もつと下げるというやうな御意見もありました。今御指摘のやうに、私は現在の財政事情或いは勤勞階級の所得税の負担を見ますといふと、例えば物品税の十割といふのも高いと思ひます。又入場税の十五割といふのもこれも高いと思ひますのであります。先ず所得税を少し軽減して、それから法人税であるとか、或いは入場税、或いは奢侈品といふたやうなもの税率を下げるやうに行くべきであると思ひます。現在としては御指摘の通り私は下げろという意見も分りますけれども、現在は下げる時期でない、ただ二、三の物品につきまして取引高税が掛かる關係上、下げたものもございしますが、一般的に言つてまだ所得税に勤勞所得者、少額所得者の税率を軽減することが先決問題である、かやうに考へて、大体奢侈品とか或いは法人税といふたものは、超過所得税といふた問題は特にこゝういふやうなことは別といたしまして、

きまして、最高八割を超えることができないという規定が実はあるのであります。それは御承知のごとく地方税が當掛かるのでありまして、大体營業所得であると思ひますが、五百萬、千萬であれば營業所得しかありません。それになりますと地方税が少くとも一五割掛かります。それから東京でありますと、都市計画税が三割掛かります。そうしますといふと一番高いところは現在の税法によりまして、一應形式的には一〇〇%を超えてしまふ、そういうわけでありまして、最高八〇%に止めておるのであります。が、そういうわけでありまして、今度十五割ぐらゐりしたかどうか、もつと下げるというやうな御意見もありました。今御指摘のやうに、私は現在の財政事情或いは勤勞階級の所得税の負担を見ますといふと、例えば物品税の十割といふのも高いと思ひます。又入場税の十五割といふのもこれも高いと思ひますのであります。先ず所得税を少し軽減して、それから法人税であるとか、或いは入場税、或いは奢侈品といふたやうなもの税率を下げるやうに行くべきであると思ひます。現在としては御指摘の通り私は下げろという意見も分りますけれども、現在は下げる時期でない、ただ二、三の物品につきまして取引高税が掛かる關係上、下げたものもございしますが、一般的に言つてまだ所得税に勤勞所得者、少額所得者の税率を軽減することが先決問題である、かやうに考へて、大体奢侈品とか或いは法人税といふたものは、超過所得税といふた問題は特にこゝういふやうなことは別といたしまして、

きまして、最高八割を超えることができないという規定が実はあるのであります。それは御承知のごとく地方税が當掛かるのでありまして、大体營業所得であると思ひますが、五百萬、千萬であれば營業所得しかありません。それになりますと地方税が少くとも一五割掛かります。それから東京でありますと、都市計画税が三割掛かります。そうしますといふと一番高いところは現在の税法によりまして、一應形式的には一〇〇%を超えてしまふ、そういうわけでありまして、最高八〇%に止めておるのであります。が、そういうわけでありまして、今度十五割ぐらゐりしたかどうか、もつと下げるというやうな御意見もありました。今御指摘のやうに、私は現在の財政事情或いは勤勞階級の所得税の負担を見ますといふと、例えば物品税の十割といふのも高いと思ひます。又入場税の十五割といふのもこれも高いと思ひますのであります。先ず所得税を少し軽減して、それから法人税であるとか、或いは入場税、或いは奢侈品といふたやうなもの税率を下げるやうに行くべきであると思ひます。現在としては御指摘の通り私は下げろという意見も分りますけれども、現在は下げる時期でない、ただ二、三の物品につきまして取引高税が掛かる關係上、下げたものもございしますが、一般的に言つてまだ所得税に勤勞所得者、少額所得者の税率を軽減することが先決問題である、かやうに考へて、大体奢侈品とか或いは法人税といふたものは、超過所得税といふた問題は特にこゝういふやうなことは別といたしまして、

いうふうなことは別といたしまして、

○天田勝正 我共は無暗にこうしゃ
います。これは併し實際に當つて見
ましたならば十分いろ／＼この方法で
方途を講ずるというようなことにしな
いと考えております。

税金に反対するといふのでなくして、
一体どうしてこういうふうになつてお
くかといふことを常に心配しておるの
で、しよつちゆうこの委員会におい
てもその点で発言しておるわけであ
りますが、同じような物に一方に對し
てはとにかく十四掛かり、一方にお
いて五十四掛かる。こういうことが
できて來るから、どうも政府は怪し
からんと、さういふふうに政府に
すべてを一般の國民は持つて來て
おるわけなんであります。そこで
この程度のものは捕捉し易いとい
うといふ今のお話であるけれども、

す。そこでこの程度のもは捕提し、いという今のお話であるけれども、一体この法案が発表されまして、新聞に出ますや、私共がいろ／＼選善民等に聞いて見ますれば、こんなものを出した日には、それは脱税だらけだといふ、そういう言葉の中には勿論い意味もありまして、又悪い意味ではいくらでも脱税できるのだから、構うことないという意味も勿論含まれておると私共も考えておるわけです。そこで大丈夫だと言つても、どういふように捕提するかということを先ず知らして貰いたい。もう一つは、同じ品物にでも非常に違つた税金が掛かつて来るのだから、今丁度鑛物の例を採りましたが、機械を作つて鑛物工場に廻る時に捕提しておるというのは、勿論機械が全部できてしまつてからこれを賣る場合に課税される、かういふことになろうと存じますが、鑛物工場といふものは全然一つの別個の仕事で、

この項目の中にもございすが、結局これは製造業、こういう所に入ると思ふのです。そうすれば鑛物を作つて、それが今度は機械工場に行つて、その段階にはそれ／＼税金が掛かつて、それから機械になつて賣られる時に又税金が掛かる。更に今申しましたように、鉄鉄を買つて、又コークスを買つて、それには税金が掛かる。熔かした湯にも又そこに税金が掛かる。もうこれだけを比較しても、機械を賣る段階に二段階ばかり違ひができるわけですから。買場をやつて、鑛物を作つて賣つて、それを今度は買場の時も税金が掛かる。鑛物として賣る時も税金が掛かる。それから更に機械として機械工場に組立てる。それにも税金が掛かる。片つ方は機械工場でありまして、鑛物工場を持つてゐる。その場合には一回しか掛からない。こういうようなことになつて、同じようなものに差が派山できて来るというのに対して、どういふお考えを持つておられるか、こういうことなんです。これは厄介なことでありまして、そういう非常ないわゆる同じものと同じ税金ということではありませんが、一般の者はなか／＼納得ができない。そういうことで特に申し上げたい点は、零細な資本で、そういう買場等をやる者がまず／＼苦境に追い込まれるということになつて来るという点もお考え願ひたいと思ひます。

○政府委員 原健夫君 先程私田委員の御発言を誤り同つて、大發失礼な答弁をしたことになつたようであります。先程捕提の問題は、二條に掲げてありますものうち、さん權業、船舶、いけい場業というものについてのことだらうと思つたのでありますが、

先程のお話で取引高税の捕提が大變むずかしいということになつたというところを承知いたしました。その意味でならば、これは全体といたしまして非常に困難があるということはおつしやる通りに考へております。すべての税において現在社会経済状況の混乱を反映いたしまして、國民の諸般の方面の倫理が下つておるといふ所から、できるだけ税の上におきまして、非常に捕提がむずかしいということに苦しんでおるわけでありまして、そこでこの取引高税法を立案いたすに當りまして、その点は非常に大きな問題の一つとして、研究いたしたわけでありまして、そうして結論といたしまして、一つには印紙納付の制度を採用するということをお考え出しまして、これによつて、これも國民一般の納税思想、納税倫理というものが向上するということに期待することになります。納税義務者でない人達が、社会一般の納税義務者としてでなしに、日本の一般大衆として、取引高税の徴収の案が案がらんとすることに意を配るならば、この税金が非常になだらかに入つて参る。例えば誰でも買物をする際にその金額の百分の一の印紙を下さいといふことで、必ず買うようにして頂ければ、それでこの税は税常の四層に入つて参るわけでございます。そういう意味でのやり方を考へましたことが一つと、それからその印紙を出しまして、各業者は、印紙を買ふ場合に印紙購入通帳といふものを持つて貰ひまして、それに印紙の購入高を記載をして証明を受ける。それで税務署が調べに参りましたときに、それを見、更にその他の帳簿を見て取締の便にするというよ

うなこの徴税の確保、捕提という面におきましては、若干目新しい方法も考へ、そうして國民一般のこの税に対する理解と協力とに大きな期待を掛けて参りたいということで、実は相当、勿論一般の納税義務者においても手数を要するわけでありまして、相當の人数を要するわけでありまして、敢てこういう方法で一つこの税の四層な徴収を期したいというふうに考へてゐる次第であると御了察頂きたいというふうに思ふ次第であります。

それから第二の段階の問題でございすが、これは先程ちよつと衆議院の方面において問題になつてゐる点の一つとして申上げました。中小商工業と大企業、何と申しますか一貫作業を行う大企業の利害という点に差を懸する問題かと思われまが、この点は理論的に確かにこの各段階を一括して、自分の経営の中でやるといふ経営体は有利であるといふことは、理論的には正にその通りであります。一つにはこの税は大体價格に織込んで轉嫁するといふ建前をとつておりました。通常の取引段階によつて生産し流通するといふ順りの場合においては、それが轉嫁できるといふ方向に持つて参る考へであります。従ひまして通常の取引段階を以て製造し、販賣するといふ向きにおいては、別段さういふ意味で困るといふことがないようになつてゐるのではないかと考へるものであります。特殊の場合に普通の取引段階よりも非常に段階が多いといふようなことをやる事業者であります。そういう意味で若干轉嫁の点にむずかしいものができるかもしれませんが、又それを別の面から見ますと、恐らくそ

ういふ場合はその業者の特殊な技能なり地位なりの關係で、そういう特殊な段階の多い取引経路を持つといふことについて、やはり何か合理性があるといふような場合であらうし、何かさういふような意味で切放けられるような望みもあるのではないかと、總じて申しまして、中小商工業の問題は理屈上確かに有利なものであります。これは諸國の例に見ましても、常に取引高税法の創始時期におきまして問題になつた点であります。實際問題としてそれが中小商工業に非常に響いて、企業の一貫的な経営に自然に移るといふような結果にはなつておりませんし、又理論的に考へましても、この経営といふものは、ばかにお説教めくようでありまして、摩擦といふものがある。従つて中小の商工業には中小商工業の立場といふようなものがやはり何かあるのではないかと考へるやうなふうにも考へられます。そういうやうな点と、先程申上げた轉嫁の關係といふやうなことを考へまして、通常の取引段階において生産し流通するといふ種類の経営であつたらば、何とかやつて行つて貰へるのではないかと考へるやうに考へるわけでありまして、これは非常に御指摘の通りむずかしい点の一つだと思つて、尙これからやることになりますれば、相當さういふ面での研究なり配慮なりしなければならぬといふふうに思つております。

○天田正吉君 もう一つ具体例で一つ質問しますが、今度鑛物のことを質問しておりましたので、鑛物の例をとつて見ますと、一体ここに湯で買つたというやうなことは非常にむずかしいことで、むしろ答弁を求める方が無理かと思ひます。鑛物ができて、その鑛物がいくらか通常段階のこれは製品であつても、一つ二つ余計できようが、まづそれが到底税務署の役人等に分るやうな管が私はないと思ふ。分らないのが本當なんです。さういふのが例えばもう四百貫、五百貫という鑛物を作れば、これは三十貫や五十貫なんていうものはどういふに抜けることもできさるし、機械が組立つて、それが大きな機械であれば間に流すことは困難であらうが、小さな齒料の機械の部品のどきになると、これとどきとでも行くことになる。通常段階といふけれども、一体切手は切手で別に置くと、普通物品販賣業で、例えばさうした商品を買ふには切手が貼つてある、こういう性質のものなら誰でも分る、これは大衆課税になるから、私は賛成するのではないが、併し消費物品に対してさういふ印紙紙の帳簿によつて課税する。さういふことだつたら明かになるのであります。材料品で賣るといふ場合にはどこにもそれを貼るやうがない。さういふところでも通常段階で捕提ができるとおつしやるけれども、これは機械の専門家でなければ幾らの材料で幾らとすばつと出るやうなことはとても出て来つことはない。出て来ないのが本當であります。例えばばくどいことを申上げるやうであります。鑛物でいけば「ならし」といふ言葉がありますが、これは材料の錫金を壊したもので、この酸化侵蝕度によつて同じ材料を使つて通常にできた品物の量が違つて来る。それじやコークスの使い高でそれを見て捕提しよう、さう思ひましても、実はいい鉄鉄であれば百貫

たていけい...
の帳簿を見て取締の便にするというよ
ものができるかもしれせんが、又そ
れを別の面から見ると、恐らくそ
う見ますと、一体ここに場を買うと
いうようなことは非常にむずかしいこ
とで、それを見て捕提しよう、こう思
ましても、実はいい鉄鉄であれば百貫

の材料を使つて十二、三貫のコーラス
を使えば、それで大体九十六貫か七貫
の鑛物製品ができる。ところが極端の
「ならし」ということになる、鑛金を
鑛した、而も鑛びているものを使つた
場合には、百貫の鑛金を熔かすため
に、今度は十二、三貫でない五十貫く
らいコーラスを使う、こういうことにな
つて、而もできた品物と来たら、百
貫について五十貫くらいしかできな
い。従つて材料の方を幾らで買つたか
ら、幾らの製品を造るという、これ
亦極端なやうがない。やういうことにな
る。これも実は専門的で、税を専門と
しておられるあなた方に質問するのは
少々酷であります、実際こういふ問
題もあるから、この課税対象、その他
業種といふものの方、それから致
階をどこでとるかというところに非常
に將來の課題があるわけでありませ
う。だけれども直ぐこれをやらなければ
國家財政が危いということになります
れば、これは止むを得ないが、すでに
そういう危険が伴うのだということ
十分御承知になつて、成るべく早い機
会にこれはどの面かで改善して行くこ
ういふことをやらない限りは、世間一般
の評判のごとく悪い結果になるのでは
ないか。私はかように案ずるわけであ
ります。従つてそういう事実々々につ
いてそうした面が出て来た場合には直
ちにす用意があるかどうかというこ
とだけ聞いて置きます。

○政府委員(原稿失書) 大変有難い
御示談を頂きまして有難うございま
す。捕提の問題は非常にむずかしいこ
とと我々も覚悟いたしております。先
程も申し上げました通り日本の國の経
済、社会といふものが安定的に向い
ますことを期待しつつ、その間我々も
いたしまして、この苦しいときでも
極力完全な捕提ができるように努力い
たしたいと思ふ。特に取引高税におき
ましては印紙制度を通じて國民一般が
同時に自己の問題として、この税が円
満に納まるように協力されるというよ
うになることを大きく期待してあるわ
けであります。尙本税の施行に伴いま
して、施行いたしました場合には、い
ろと問題が出て参ると思ひいま
す。これらについて十分の欠を補ひ、
長を待つて伸ばして参るということは
当然のことと思つております。併しこ
れから施行いたします場合には、そう
いふ点を御指摘御教示を頂いてより良
きものに段々いたして参りたいとい
ふに考えております。

○天田正吉 この非課税の條項の十
号であります「自己の收穫した農産
物」といふことになつておつて「兩を
含む」といふわけですが、「自己の收
穫した農産物」と字ではそれでよろし
いけれども、これは自己の生産したもの
といふことをどこで決めるか、殊に
林産物のときはそうであります。そ
こへもう一つ問題なのは、それじや山
持たないかえらい助かつてしまふ、
こゝういふことにもなるので、貧乏人
も持たないで直ぐそばの薪を買つて
來ても、これは直ぐ税金が掛かつて
來る、それはそれも直ぐ山持ちから買
えばいいのだが、終いの方に「營業所
を有する者の行の販賣を除く」とこ
うなつておるから、そうすると營業所
を持つておる薪屋から買つて來たとい
うのは掛かるというにもなると思ひ
ます。もう一つは營業所を持たない
で、そだのごときは今統制になつてお
りません。おらないから随分營業所も何
も持つておらない個人が勝手にやつて
おるのであります、そういうのが營
業所を持つておらないから課税されな
い、こゝういふことになつて來るのじや
ないかと思ひます。こゝういふやうに考
えらるるわけですが、こゝういふやうな
この十号の限をどういふやうに解釈
したらいふかといふことを伺ひます。

○政府委員(原稿失書) 十号の限
の問題ですが、いろいろの場合が出て
來ることも多々予想される規定であ
ります。實際問題に當りまして、只今御
指摘になつたやうな場合その他いろ
ろ問題の多いことを考へております。
只今のお話は山持ちであらばいいが、
買えば掛かるといふやうに伺ひました
が、買います場合でも賣る人が營業所
を有しないもので、そうして自己の收
穫した薪を賣るんだという場合には掛
からないわけでありませう。山持ち等
の場合には先ず營業所を持つておるの
が多いのではないかと思ひますが、營
業所を持たないで、極く後の山から伐
出して來て賣るという種類の取引には掛
けないといふやうなことに相成るわ
けであります。

○天田正吉 今日僕はばかり時間を
取りまして恐縮しておりますが、併し
營業所を有する者の販賣と、こゝうい
う但書でありますから、勿論薪屋等へは
掛かると決つておると思つておしま
した。そうすると薪屋が現に扱つてお
る中で一番も自分が收穫した林産物
であるか、そうでない者から買つて來
たのか、その一番も山持ちが買つて
おるから、それはそれを買つた者も決
して課税されないのだ、こゝういふや
うに今お聞きしたのですけれども、ずつ
と元を質して行けばだれかの自己の收
穫した農産物には決つておるのであり
ます。そうすると、こゝういふやうに解
釈すれば、林産物なんかは悉くいつの
場合にも掛からない。こゝういふやうに
なると思ふ。營業所を有するといふこ
とは、仮に私なら私といふものが收穫
した林産物であつても、それを一体營
業所の手で賣つたといふことになれば
營業所がその場合には課税される。こ
ういふやうに私は解釈しておるわけ
です。そう考えれば、結局營業所へ入
つたものの中で、一体それが自己の收
穫したものか、收穫しないものか、ど
こで判別するか、こゝういふことなん
です。

○政府委員(原稿失書) 私の申上げ
方が悪かつたかも知れませんが、十号の
規定にこゝういふやうに考へておりま
す。原始生産物を自ら收穫した人が原
始生産物を賣る場合、これらを原料と
して製造し、加工したものを自ら賣る
場合には、これは非課税にする、こゝ
ういふやうに考へております。

○天田正吉 それでよいのです。
尋ねて見たいのでありますが、或い
は不勉強でございまして、内容に當
てあるのかも存じませんが、この税金
を拜見いたしますと、大体にいへば
消費者に轉嫁することを目的として立
てられたやうに考へるのであります。
そこでただこれの實際になります
と、昔の營業税と同じことになるよ
うに我々は扱わなければならぬやうに
考へる。この税金は若し事業者が支拂
いたしました場合には所得税の課税標準に
する場合に損失と計上することにお考
えになつておりますか、損金には見な
いのでありまするか、その点のお考
えはどうなつておりますか。

○政府委員(原稿失書) 当然損金に
なります。それは結局こゝういふこと
になると思ひます。税金だけ高く買つて
おるわけでありませうから、それが收
入に上つて來ます。納めた税金は損金に
なります。

○田村文吉 いろいろ解釈ですか。
それからもう一つ、今の御質問の中
にありました裏山の山を立木のままで賣
つた場合にはどういふやうになります
か。

○政府委員(原稿失書) 不動産の買
買は課税しないことにしておりますか
ら、不動産は掛からないと思ひます。

○田村文吉 營業所といふものは營
業を営むといふ意味の營業所でありま
しょうか、こゝういふものを賣るため
の一つの事務所を置いたが、継続して營
業する意味でなければ營業所とお認め
にならないわけでありませうか。

○政府委員(原稿失書) これも具
体的な場合に依りて境界の問題でありま
しょうから、具体的なきへすによつて
判断が違ふと思ひますが、營業所は營
業をする場所といふことで、従つて一
回限り取引を行うといふやうなもの
は先ず營業所にはならないといふやうに考
えられたいと思ひます。大体継続して取
引を行うといふ場合、その設備を營業
所といふことに考へるということにな
ると存じます。

○田村文吉 いろいろ点はできれば
もつとはつきりとされる方がいいのじ
やないかと考へたのであります。こ
れは審議の上で問題になると考へま
す。先程お尋ねしました所得金額上損
金と見るといふやうなことは、解釈だ

けでは当然成立つとして置いてよろしいものでしょうか。どこかそれについて何か明らかな或いは根拠がありましか。

○政府委員(原田英雄) 当然必要経費でありますから、そういう損金になると思ひます。所得税の解釈上そうなります。

○田村文吉 只今の政府委員の御回答によりますと、当然の経費ということにおつしやつてお出でになるようでありますが、そういうふうに了解してよろしいのでしょうか。

○政府委員(原田英雄) 結構でございます。

○田村文吉 それからもう一つお尋ねいたしたのであります。その第七條の取引高税を課さないというのが大分ございまして、その取引高税を課するとなつたから、どのくらいの金額が取れるお見込になるのございまして、御計算になりましたものでもございせんか。

○政府委員(原田英雄) 取引金額の算定というものは非常にむづかしいわけでありまして、今までもそういうしつかりした調査をした例もございせんので、基本においてこの仮定を設けた点がございまして、一應できる限りの資料で調べましたところでは、非課税取引金額がこの新しい物價レベルにおきまして、平年度一兆一千億ちよつとになるのではないかと、うように見ております。従いまして税額にいたしますれば、平年度百十億、本年度月割にいたしますと、六十五億程度になるというふうな見当であると思ひます。

○田村文吉 今お尋ねいたしましたのは、この第七條の非課税の金額であります。その御回答であります。

○政府委員(原田英雄) さうでございます。これを掛けるいたしましたればそれだけになる。それを掛けるいたしましたれば、今申し上げました金額が殖えるというわけでございます。

○田村文吉 この條項を拜見いたしますと、ややとすると、いわゆる中小企業者にだけ負担を掛けるような税金と考へられるのであります。今お尋ねしました通り、これは一つの当然消費者に轉嫁する目的ではあるけれども、營業者の経費というものの実質的にはなるといふことを言わざるを得ないような状態でありまして、而も一方には非課税の中小企業者関係以外の者が課税を免れて行くというやうなことがありまして、何だか常に中小企業者が殘酷な扱いを受けるやうな氣がして、なつております。その意味におきまして、この非課税金額を突は伺つたのであります。私共が言わせますと、重点産業であり、或いは傾斜生産であるからと云つて、僅か百分の一の金の高のものを物價調整金を賣う産業には適用しないというやうなあべこべの考へ方ではないか、どうせ百分の一の金の高のものを、すべての人が拂う、徴税上にも面倒がなくなる、解釈上にもいろいろの疑義が出て來ない、こういうふうになさるのが當然じやなかろうか。こういうふうにお考へのであります。特に中小企業者だけが負担するやうな形になる税をお考へになつたお心持が、或いは十分に私共は了得してない点があるかも知れ

ませんけれども、若しその辺について何かお考へがあるのであります。ならば、御説明を頂きたいと思ひます。

○政府委員(原田英雄) ちよつと先程の必要の経費の問題ではつきりいたして置きます。それは所得税法で申しますと、第十條第三項にございまして、所得税はこれを損金に算入しないとなつております。所得税以外の例をば營業税でありますとか、印紙税といったやうなものがある。印紙税と申しますか、法文ではつきりしてあります。法人税で申しますと、法人税法第九條第二項に、法人が各事業年度において納付した、又は納付すべき法人税又は負担若しくは料金はこれを損金に入れずと書いてあります。それから、それ以外のものは當然損金になればこの分に入るべきものであると思ひます。

○政府委員(原田英雄) 只今この法案が中小企業者に不利なやうになつておる。特にこの七條の一項の八号、重点産業である價格調整補助金を交付する物品の製造販賣というものを優遇しておるといふやうな意味でお尋ねがございましたが、原則論としての中小商工業者と大企業者との優劣比較の問題は、先程申し上げたところで御諒察頂きたい。それから七條の一項八号におきまして、規定は私共がいたしまして、これは決して重点産業で大きい産業であるから、非課税にするというつもりではないのであります。一面においては價格調整補助金を交付して、價格の調整をしなければならん、それに取引高税を掛けて引上げるのはおかしいではないかというところが一つと、それから実質的にも取引高税を掛けて、そ

れを轉嫁せるといたしますと、その追加した分だけといひます。理論數字として出ましたレベルを上廻れば、それだけ調整補助金を更に交付してやらないとならぬ。つまり西建にもなるというやうなことから考へまして、この八号の規定を置きまして次第で、決して大企業を保護しようという思想で入れたという意味は全然ございせんから、一つ御諒察頂きたいと思ひます。

○委員(原田英雄) 本日はこの程度にいたしたいと思ひます。散會いたします。

午後三時散會
出席者は左の通り。
財政及び金融委員
委員長 黒田 英雄君
理事 渡多野 鼎君
伊藤 保平君

委員 木村 晴八郎君
天田 勝正君
西川 甚五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
田口 政五郎君
深川 タマエ君
星 一君
小林 米三郎君
小宮 山常吉君
高橋 龍太郎君
中西 功君

商業委員
委員長 一松 政二君
理事 林 龜次郎君
鎌田 逸郎君

委員 大島 農夫雄君
原 虎一君
寺尾 豐君
入交 太藏君
楠見 義男君
宿谷 榮一君
玉置 吉之丞君
田村 文吉君
帆足 計君
細川 嘉六君
佐々木 良作君

政府委員
大藏事務官(主税局長) 脇阪 實君
大藏事務官(主税局長) 原 純夫君
大藏事務官(主税局長) 原 純夫君

委員 大野 木秀次郎君
黒川 武雄君
中川 幸平君
油井 賢太郎君
佐伯 卯四郎君
島津 忠彦君
高瀬 莊太郎君
稻垣 平太郎君
小林 英三君
川上 嘉市君
中川 以良君